

## 名誉会員の推薦に関する規則

一般社団法人日本行動医学会定款施行細則 IV会員資格 b)名誉会員に基づいて名誉会員の推薦について定めるものである。

### (資格)

第1条 名誉会員の資格は次のいずれかの基準を満たしている者とする。ただし、推薦日において満70歳に達している者でなければならない。

1. 理事長、学術総会長を務めた者
2. 理事を3期以上務めた者
3. 行動医学に顕著な業績を残し名誉会員にふさわしいと認められる者

### (推薦の手続き)

第2条 名誉会員の推薦にあたっては、理事長が理事の中から推薦委員3名を委嘱する。

1. 推荐委員は該当者の有無及び該当者の資格基準を検討し、その結果を理事会に提出する。
2. 理事会は推薦委員から提出された候補者について審議し、推薦の有無を決定する
3. 評議員会は理事会から推薦された候補者について審議し、名誉会員を推薦する。

### (会費、学術総会参加費の免除)

第3条 名誉会員は法人の会費、学術総会の参加費が免除される。

### (付則)

1. この規則の変更は理事会の議決による
2. この規則は、平成28年10月17日より施行する
3. この規則は、令和6年6月30日改正、同7月1日より施行する